以下の設問に、選択肢には〇を、（ a ）～（ j ）には正しい語句を記入しましょう。

1. 以下ア～オのうち、契約はどれでしょう。
ア．映画を見る　イ．バスに乗る　ウ．サブスクで服を借りる
エ．「付き合ってください」「いいよ」　オ．フリマアプリで買い物
2. 契約は、一方の（ a ）に対して、相手方が（ b ）をしたときに成立します。
3. 契約とは（ c ）が生じる約束です。契約を結ぶと（ d ）が発生します。
4. 18歳未満の未成年には契約の「取消権」があります。18歳以上でも学生の場合、この取消権は適用（できる・できない）。
5. 消費者を守る代表的な法律は「特定商取引法」と（ e ）法です。
6. どこで何を買っても（契約をしても）、定められた期間内ならクーリング・オフは適用（できる・できない）。
7. クーリング・オフを業者に通知するのに利用できるのは（ハガキ・FAX・メール・業者が設定した専用フォーム）です。
　※利用できる手段に〇をつけてください。
8. 消費者契約法は、事業者の不当な勧誘で契約をした場合（ f ）ができたり、消費者に一方的に不利な契約条項は（ g ）にする等を定めた、消費者を守る法律です。
9. 契約で問題が発生！相談はお住まいに近くの消費生活センター又は消費者ホットラインへ！電話番号は市外局番なしの3ケタ（ h ）です。

ワークシートの回答と解説

回答

1. 以下ア～オのうち、契約はどれでしょう。
ア．映画を見る　イ．バスに乗る　ウ．サブスクで服を借りる
エ．「付き合ってください」「いいよ」　オ．フリマアプリで買い物
2. 契約は、一方の（申し込み）に対して、相手方が（承諾）をしたときに成立します。
3. 契約とは（ 法的な責任 ）が生じる約束です。契約を結ぶと（権利と義務）が発生します。
4. 18歳未満の未成年には契約の「取消権」があります。18歳以上でも学生の場合、この取消権は適用（できる・できない）。
5. 消費者を守る代表的な法律は「特定商取引法」と（消費者契約）法です。
6. どこで何を買っても又は契約をしても、定められた期間内ならクーリング・オフは適用（できる・できない）。
7. クーリング・オフを業者に通知するのに利用できるのは（ハガキ・FAX・メール・業者が設定した専用フォーム）
　※利用できる手段に〇をつけてください。
8. 消費者契約法は、事業者の不当な勧誘で契約をした場合（取消し）ができたり、消費者に一方的に不利な契約条項は（無効）にする等を定めた、消費者を守る法律です。
9. 契約で問題が発生！相談はお住まいに近くの消費生活センター又は消費者ホットラインへ！ホットラインの電話番号は市外局番なしの３ケタ
（１８８）です。

解説

* １～３：契約は、申し込みに対して相手が承諾したときに成立します。成立すると、購入申込者には物を受け取る権利とお金を支払う義務、購入承諾者にはお金を受け取る権利と物を渡す義務が生じ、ちゃんと行わない場合は、最終的には裁判へ発展することもあります。契約は、法的な責任が生じる約束なのです。
* ４～８：一度契約が結ばれると、一方的に簡単に「やめた」と言う訳にはいきません。しかし、あまりにも理不尽な勧誘方法や契約内容なのに「解約には応じない！支払え！（又は）物を引き渡せ！」となるのは問題です。そこで、消費者を守る法律「特定商取引法」「消費者契約法」（民法の一部）が検討されます。
* ４：未成年者契約の取消しは、例え学生であっても18歳以上では主張できません。同じクラスにいる人でも、18歳かどうかで変わります。
* ６：クーリング・オフできる取引類型や適用期間は法で定められており、自分の意思で店で買ったような場合はクーリング・オフできません。また、通信販売もクーリング・オフ制度はありません。ただ、契約状況や交付された書面など、相談内容によっては「そのケースは適用できる／できない」と解釈される場合があります。迷ったら、消費生活センターに相談しましょう。
* ７：クーリング・オフの通知方法にメール等が加わりました。いずれの方法にせよ、どこに、いつ、どのような内容で通知したかがわかるようコピーやスクショを取り、５年間保管しましょう。
* ８：消費者契約法は、消費者が「誤認」「困惑した状態」にさせられて結んでしまった契約の取消し、消費者に一方的に不利な契約条項は無効にする等を定めて消費者を守る法律です。
* ９：消費者ホットラインは「１８８」です。お住まいの地域の消費者センター等の相談窓口をご案内します。